

観光バス等誘導警備業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本業務は、「台東区観光バス予約システム」の運用に伴う駐車場運営と連携した乗降場での誘導警備業務であり、乗車場と降車場との分離により、車両を乗降場で安全かつ円滑に誘導するとともに、乗降場以外の場所での乗降を制限する監視により、安全・安心な地域の生活及び交通環境を確保するものである。

このような台東区の独自のルールに基づき、乗降場の円滑な運営により、安全で快適な区民生活及び交通環境を確保することを目的として、安全で効果的かつ効率的な観光バス誘導警備業務の提案とともにその実施が可能な業者を選定するため、プロポーザル方式による公募を行うものである。

2 業務の概要

(1) 件名

観光バス等誘導警備業務委託

(2) 業務内容

「観光バス等誘導警備業務委託仕様書」(別紙2)を参照

ただし、プロポーザルにおいて、優先交渉権者が提案する内容を基に区と協議の上、仕様の内容を決定する。

(3) 事業主体

台東区

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約は単年度契約とするが、履行状況を厳正に確認し、履行実績が良好と認められた場合に限り、引き続き1年単位で契約更新できるものとする。なお、契約の更新は4回までとし、最長で令和13年3月31日までとする。また、業務内容の変更等により更新しない場合もある。

(6) 参考見積額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

上限額：387,700,000円

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

なお、参加資格の基準日は「プロポーザル参加申込書」【様式1】の申請日とし、申請後、委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、当該資格を喪失した時点で失格とする。

- (1) 台東区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあっては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあっては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 本募集要項に基づき、本業務を実施出来るものであること。

4 スケジュール（予定）

	内容	日程
1	募集要項の公表	令和7年12月19日（金）
2	募集要項に関する質問の受付	令和7年12月19日（金）～ 12月25日（木）午後4時
3	質問に対する回答	令和8年1月7日（水）
4	参加申込書等の提出	令和8年1月8日（木）～1月14日（水） ※土日祝日を除く、午前9時～午後4時 ※1月14日（水）は正午まで
5	第一次審査（書類審査）	令和8年1月15日（木）～19日（月）
6	第一次審査結果通知発送	令和8年1月20日（火）
7	第二次審査	令和8年1月30日（金）
8	第二次審査結果通知発送	令和8年2月2日（月）
9	優先交渉権者との仕様書確定協議	令和8年2月上旬
10	契約にかかる事務手続	令和8年2月上旬以降
11	契約の締結	令和8年4月1日（水）

※審査の進捗状況等により、日程変更の場合あり。

5 提出書類

(1) プロポーザル参加申込書【様式1】 1部

(2) 誓約書【様式2】 1部

(3) 会社概要【様式3】 1部

※以下の資料を添付すること。

・東京電子自治体共同運営調達サービスの物品買入れ等競争入札参加審査受付票の写し（代表者の印鑑登録証明書含む）

(4) 財務諸表（最新の決算書・貸借対照表・損益計算書）各1部

(5) 業務の実施体制【様式4】 1部

(6) 担当責任者の経歴【様式5】 1部

(7) 委託業務実績に関する事項【様式6】 1部

(8) 企画提案書鏡文【様式7】 10部 ※(9)企画提案書に綴じること

(9) 企画提案書（様式任意・A4縦サイズ横書き） 10部（正本1部、写し9部）

・用紙の大きさは、JIS（日本工業）規格によるA4サイズとすること。ただし、記述内容により見易くなるものについては、A3による作成も可とする（綴じる際はA4の大きさに織り込むこと）。フォントサイズ12以上（注記等は除く。）、両面印刷で20ページ以内（企画提案書鏡文【様式7】、目次、追加提案に関する事項は除く）とし、それぞれ製本したもので提出すること。

・提出資料には参加者を特定できる情報（製品名・語句・ロゴ等）を掲載しないこと
・「14 添付資料」（別紙1）～（別紙4）に基づき提案すること。また、仕様書等に記載のない内容であっても本業務の遂行に必要なものがあれば、積極的に提案すること。

(10) 見積書（令和8年度分のみ。様式任意） 1部

社名及び代表者氏名を記載の上、社印及び代表者印を押印すること。内容がわかるよう記載し、税別金額、消費税額、税込金額をそれぞれ記載すること。

(11) 提案価格に関する事項【様式8】 1部

(12) 追加提案に関する事項 ※該当がある場合のみ。（様式任意・A4縦サイズ横書き） 10部（正本1部、写し9部）

・両面印刷可とし、用紙の大きさは、JIS（日本工業）規格によるA4サイズとすること。ただし、記述内容により見易くなるものについては、A3による作成も可とする（綴じる際はA4の大きさに織り込むこと）。フォントサイズ12以上（注記等は除く。）とし、それぞれ製本したもので提出すること。

・「観光バス等誘導警備業務委託仕様書」で要求している事項以外の内容で、本業務に関して、区民や発注者の利便性を高めるオプション、システムツール、業務などがある場合は追加で提案すること。

・提出資料には参加者を特定できる情報（製品名・語句・ロゴ等）を掲載しないこと

(13) (1)から(12)の電子ファイル(PDF形式)

CD-RまたはDVD-Rに保存したもの 1枚

6 提出方法等

(1) 提出方法

事前に電話連絡の上、下記「15 問い合わせ先・書類提出先（事務局）」宛てに持参することとし、提出期限までに事務局まで到着しなかった場合は失格とする。電子ファイルは、PDF 形式にて CD-R 又は DVD-R で提出すること。

(2) 提出先

「15 問い合わせ先・書類提出先（事務局）」のとおり

(3) 提出期間

令和8年1月8日（木）～1月14日（水）

※土日祝日を除く、午前9時～午後4時

※1月14日（水）は正午まで

※提出期間内であれば、必要書類の不足や誤り等による差し替え等を認める。ただし、提出期間外における差し替えは一切認めない。

7 参加辞退

プロポーザル参加申込書【様式1】の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに下記「15 問い合わせ先・書類提出先（事務局）」まで連絡のうえ、プロポーザル参加辞退届出書【様式10】を郵送または持参にて提出すること。

郵送の場合は、辞退の旨電話で連絡した後、書留にて郵送すること。

8 質問

(1) 受付方法

電子メールのみとする。なお、質問書【様式9】は、word 形式で作成すること。質問書を送信後は、電話にて受領確認を行うこと。

(2) 電子メール送信先

電子メールアドレスについては、「15 問い合わせ先・書類提出先（事務局）」に電話で問い合わせすること。

※メールの件名については、「【プロポーザル質問】●●●●」とすること。
(●●●●は会社名等とする。)

(3) 受付期間・回答期日

・募集要項に関する質問の受付：令和7年12月19日（金）
～12月25日（木）午後4時

・質問に対する回答：令和8年1月7日（水）

(4) 回答方法

質問とその回答の内容について、区のホームページで公表する。

(5) その他

質問の回答は、質問者を非公表にして区公式ホームページで掲載する。また、公表した内容をもって本募集要項及び仕様書の修正とみなすこととする。なお、ホームページに公表できない内容については、メール等で回答する場合や、区として機密性の高い情報（個人情報など）や意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等について

は回答しない場合がある。

9 審査方法

台東区が設置する「観光バス等誘導警備業務委託選定審査会」（以下、「審査会」という）において次の通り審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

提出された応募書類に基づき、審査会が書類審査を行う。一次審査では、参加資格を満たしており、応募書類に不備がなければ審査通過とする。応募が多数の場合は3社程度を選定する。結果については、メールにて速やかに応募事業者すべてに通知する。この時、一次審査通過事業者には二次審査の開催日時等を合わせて通知する。

(2) 二次審査（提案審査・プレゼンテーション）

一次審査通過事業者を対象に、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、本募集要項10の審査事項に基づき、優先交渉権者を選定する。プロジェクトの使用を希望する場合は、書類提出時に「15 問い合わせ先・書類提出先（事務局）」の担当者に相談することとし、企画提案書を説明用に編集したデータを使用できる。また、審査中は、参加者を特定できる情報を開示しないものとする。なお、審査は非公開とする。

二次審査の結果については、二次審査参加者すべてに対して通知するとともに、業務委託契約締結後、台東区ホームページにおいて公表する。

二次審査の概要、注意事項等	
日時	令和8年1月30日（金）（予定）
会場	未定
内容	・提出された企画提案及び追加提案内容について（約15分間） ・質疑応答（約10分間）
説明者	・本業務を受託した場合において中心となる実務担当者が説明及び回答を行うこと。 ・会場に入室できるのは3名以内とする。 ・入室者は、会社名を表示した衣類やバッヂ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。

10 審査事項

(1) 経営規模

資本金、交通誘導警備業務に係る事業に関する従業員数

(2) 業務遂行力

平成30年度契約以降における大型バス・中型バス（観光バスを含む）に関する

交通誘導業務の実績

(3) 履行保証力

安定性・継続性（自己資本比率）

(4) 業務理解度

台東区の観光バス駐車対策の基本理念、業務目的及び対策ルールについて理解しているか

（基本計画、乗降分離、駐車場の事前予約、観光バス待合所、来訪時間の分散化）

(5) 実施体制

業務遂行に必要な体制整備について

（組織体制、緊急時の対応、従事者に対する教育・訓練）

(6) 提案内容

下記の視点を踏まえ、成果を期待できる提案となっているか

・業務の趣旨や台東区の観光バス駐車対策のルールを踏まえた提案となっているか

・浅草の地域特性を考慮しているか

・歩行者等の安全・安心確保や車両等の円滑な誘導について配慮されているか

・指定場所以外での乗降に対する監視・指導に関して実効性のある提案がされているか

・予約システムによる駐車場の事前予約を基本とした駐車場と乗降場との連携が考慮されているか。

・業務を行う上で、十分な人数の誘導員・監視員が配置されているか。

・業務プロセス見直しによる改善手法があるか。

(7) その他

業務目的を踏まえ、内容及び業務方法について独自の提案や追加の提案があり、

その内容が有効となる可能性があるか等

1.1 審査結果の公表

(1) 第一次審査

第一次審査の結果については、メールにて速やかに参加者すべてに通知する。この時、第一次審査を通過した者に対して、第二次審査の開催場所・時間等を合わせて通知する。

(2) 第二次審査

第二次審査の結果については、メールにて速やかに第二次審査参加者すべてに通知するとともに、台東区ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。なお、審査内容についての問い合わせについては一切応じない。

1.2 契約の締結

(1) 契約手続

「プロポーザル評価結果通知書」による通知後、優先交渉権者と協議の上、本業

務委託仕様書の内容を確定させる。優先交渉権者と契約条件で合意に至らない場合、または本プロポーザル終了後、参加資格に虚偽が認められた等の場合は、次順位交渉権者と契約交渉を行う。

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について区と協議し、業務内容および契約金額を決定したうえで締結する。

(2) 留意事項

履行状況を確認し、履行実績が良好と判断された場合で、台東区議会において本事業に関する各年度予算が議決された場合に限り各年度毎に契約締結を行うものとする。なお、契約の更新は4回までとし、最長で令和13年3月31日までとする。また、業務内容の変更等により更新しない場合もある。

13 留意事項

- (1) 提案は1応募者につき1案とし、複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 応募書類等は、区に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (3) 応募書類等は、返却しない。
- (4) 本要項に示した書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (5) 応募者が応募に要した費用は、すべて応募者の負担とする。
- (6) 委託業務の内容の詳細は、優先交渉権者と区との協議により決定し、必要に応じて仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (7) 今後の観光バス来訪状況や、観光バスを取り巻く環境の変化により、仕様内容の追加や、これに伴う金額の変更を行う場合がある。
- (8) 応募書類に虚偽の記載等があった場合は、当該応募を無効とする。
- (9) 提出する電子ファイルは、デスクトップ用Microsoft365アプリで読み込むことが可能なものとすること。
- (10) 委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって優先交渉権者と区は、審査の結果、採択された企画提案に基づき委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、契約内容を決定する。よって、提出書類による提案の内容や金額を一部変更して契約する場合がある。
- (11) 本プロポーザルは、令和8年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合契約することができない。
- (12) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。
- (13) 本契約は、東京都台東区公契約条例に定められた特定公契約となるため、積算の際は台東区が定める労働報酬下限額を必ず遵守すること。

14 添付資料

- (1) 別紙資料

- ・(別紙1) 台東区観光バス対策基本計画(概要版)
- ・(別紙2) 観光バス等誘導警備業務委託仕様書
- ・(別紙3) 浅草周辺観光バス駐車場・乗降場案内図
- ・(別紙4) 観光バス乗降場及び関連施設について

(2) 様式類

- ・【様式1】 プロポーザル参加申込書
- ・【様式2】 誓約書
- ・【様式3】 会社概要
- ・【様式4】 業務の実施体制
- ・【様式5】 担当責任者の経歴
- ・【様式6】 委託業務実績に関する事項
- ・【様式7】 企画提案書鏡文
- ・【様式8】 提案価格に関する事項
- ・【様式9】 質問書
- ・【様式10】 プロポーザル参加辞退届出書

15 問い合わせ先・書類提出先(事務局)

台東区役所 都市づくり部交通対策課 観光バス対策担当(台東区役所5階②番窓口)

住 所: 〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電 話: 03(5246)1378

FAX: 03(5246)1319